（代替収容の場合における規定の適用）

第三百五条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官（同法第十六条第二項に規定する留置担当官をいう。）を刑事施設職員とみなして、第六十二条第三項、第六十四条の二、第七十条の二第一項第五号、第八十条第一項及び第二項、第九十一条第一項第二号及び第三号、第九十二条の二、第九十二条の三第一項、第百四十九条の二第一項第六号、第百五十条の三第一項第五号、第百五十三条第五項、第百八十七条の二、第百八十七条の三第二項、第二百十六条第二項、第二百二十七条（第百三十八条の九、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条（第百三十八条の九、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第二百二十九条、第二百四十四条、第二百四十五条及び第二百八十条の二第三項及び第四項並びに第二百八十条の三第二項の規定を適用する。

（代替収容の場合における規定の適用）

第三百五条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官（同法第十六条第二項に規定する留置担当官をいう。）を刑事施設職員とみなして、第六十二条第三項、第七十条の二第一項第五号、第八十条第一項及び第二項、第九十一条第一項第二号及び第三号、第九十二条の二第一項、第百四十九条の二第一項第六号、第百五十条の三第一項第五号、第百五十三条第四項、第百八十七条の二、第百八十七条の三第二項、第二百十六条第二項、第二百二十七条（第百三十八条の八、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条（第百三十八条の八、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第二百二十九条、第二百四十四条、第二百四十五条及び第二百八十条の二第三項及び第四項並びに第二百八十条の三第二項の規定を適用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号。以下「法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（裁判所等に対する申述等に関する経過措置）

第二条　申立て等（法附則第五条第一項に規定する申立て等をいう。以下この条において同じ。）であって、施行前刑事事件（法附則第三条第一項に規定する施行前刑事事件をいう。以下同じ。）又は特定刑事事件（法附則第四条に規定する特定刑事事件をいう。以下同じ。）に係るものについては、この規則による改正後の刑事訴訟規則（以下「新規則」という。）第六十五条の二及び第六十五条の六第一項（これらを準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件（法附則第三条第一項に規定する特定日前刑事事件をいう。以下同じ。）とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）の申立て等については、この限りでない。

（裁判所書記官によるファイルへの記録に関する経過措置）

第三条　刑事訴訟に関する手続において法による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）又は新規則の規定に基づき裁判所に提出された書面又は記録媒体であって、施行前刑事事件又は特定刑事事件に係るものについては、新規則第六十五条の七（これを準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に提出された書面又は記録媒体については、この限りでない。

（調書のファイルへの記録に関する経過措置）

第四条　施行前刑事事件又は特定刑事事件については、新規則第三十八条第八項、第四十一条第四項、第五十二条の十四第二項、第七十八条第二項及び第二百九十六条第四項（これらを準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に作成されたこれらの規定に係る調書については、この限りでない。

（裁判書等のファイルへの記録に関する経過措置）

第五条　施行前刑事事件又は特定刑事事件に係る新規則第五十五条第三項に規定する裁判書及び同条第四項に規定する裁判書の謄本に代わるもの並びに第二百十九条第一項に規定する調書判決（以下この条において「裁判書等」という。）については、新規則第五十五条第三項及び第四項並びに第二百十九条第六項（これらを準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に作成された裁判書等については、この限りでない。

（取り調べた証拠に関する経過措置）

第六条　証拠書類及び証拠物（法附則第七条本文に規定する証拠書類及び証拠物をいう。以下この条において同じ。）については、新規則第二百七条の三の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に証拠調べを終わった証拠書類及び証拠物については、この限りでない。

（令状に関する経過措置）

第七条　施行前刑事事件又は特定刑事事件に係る令状については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後。以下この条において同じ。）に発付される令状（請求により発付される令状にあっては、施行日以後に請求される令状）については、この限りでない。

（速記原本が公判調書の一部とされる場合における速記原本及び速記録に関する経過措置）

第八条　施行前刑事事件又は特定刑事事件において、速記原本が公判調書の一部とされる場合における速記原本及び速記録については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなった場合にあっては、それ以後）に作成される速記原本及び速記録については、この限りでない。

最高裁判所長官　今崎　幸彦